

## 道有林クレジット入札販売実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道有林クレジット販売要領（平成24年10月4日付け道有林第489号、以下「販売要領」という。）第2条第2号に規定する販売区分（以下「入札販売」という。）について、販売要領第1条なお書きの規定に基づき、必要な事項を定める。

(入札執行の決定)

第2条 入札販売（以下「入札」という。）は、公告により一定の資格を有する不特定多数の者の参加を求め、入札書をあらかじめ定められた期間内に郵便等により送付し、又は指定する日時に直接提出する方法により行うものとする。この場合において、入札者のうち、価格その他の条件が有利であると認められる者に対し、道有林クレジットを販売するものとする。

また、入札を執行する場合は、その都度、告示文（様式第1号）に必要事項を記載し、入札心得（様式第2号）、契約書（販売要領様式第5号）及び参考資料を添付の上、入札条件等を決定するものとする。

(入札参加資格)

第3条 入札参加に必要な資格は、次のいずれにも該当する法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと

(4) 次の要件のいずれかに該当するものとして、北海道警察本部（以下「道警本部」という。）から排除要請されていないこと

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 次のいずれかに該当するもの

(ア) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの

(ウ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

エ アからウまでに該当するものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと

(6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする者でないこと

(7) 次の要件のいずれかに該当すること

ア J-クレジット制度において認められた用途（温対法の調整後排出量報告及び調整後排出係数の報告並びにカーボン・オフセット等）に利用する者

イ 道有林クレジットを購入し、当該クレジットを最終的に利用する者に転売する者

2 前項の規定のほか、入札参加に必要な資格を、その都度、別に定めることができる。

(入札の公告等)

第4条 入札の公告は、その開札日の前日から起算して、少なくとも10日前に道ホームページに公告する。

2 入札公告を行った場合は、所定の期間中、受付場所に入札参加資格審査申請書(様式第3号)(以下、「申請書」という。)及び入札関係資料を備え付けるほか、道ホームページに公表し、入札参加希望者にこれを交付する。

(入札参加資格審査申請書等の受理)

第5条 入札参加希望者は、所定の期日までに、郵便等による送付、持参又は電子メールにより申請書を提出するものとする。

2 申請書には、法務局又は地方法務局等が商業登記法(昭和38年法律第125号)により発行した「登記事項証明書」を添付させるものとする。ただし、外国会社などで日本において登記を行っていない法人については、登記事項証明書に相当する証明書(外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。)を添付させるものとする。

なお、当該書類については、開札日前3ヶ月以内に発行されたものとし、写しの提出も認める。

3 前2項の規定により申請書及び添付書類(以下、「申請書等」という。)が提出された場合は、その者の入札参加資格の有無を審査し、当該資格がないと認めた場合は、当該入札参加希望者に対し、その旨を速やかに通知(様式第4号)するものとする。

4 申請書等の提出がない者及び前項の規定による通知を受けた者のした入札は、無効とする。

(入札の実施及び落札者の決定)

第6条 入札の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 入札執行者は入札参加者を会場に集め、入札を開始する旨を告げ、落札者の決定方法等の必要事項について説明するものとする。

なお、入札の執行は、原則、公開しないものとする。

(2) 予定価格調書は、開札場所において封書にして置かなければならない。

(3) 入札者は、入札書(様式第5号)に必要な事項を記載の上、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、その封筒に「道有林クレジット販売入札書」を表記するとともに、「自己の氏名」及び「入札番号」を記載し、提出するものとする。

なお、送付により入札する者については、配達証明郵便等で提出しなければならない。

(4) 入札は一定の時間を与えて行わせ、入札状況を見ながら入札漏れがないことを確認した上で入札を締め切り、入札者を立ち会わせて開札する。この場合において入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 開札の結果、次の各号に示す順で落札者並びに落札者ごとの購入数量及び購入価格を決定する。

なお、入札に立ち会わなかった者に対して、別に入札結果を通知(様式第6号)する。

(1) 予定価格以上の購入価格を記載した入札書の購入数量を、購入価格が高い順に並べて加算し、その累計量が入札の公告で定める販売可能数量を超える入札書の購入価格を最低落札価格とする。

(2) 最低落札価格を超える購入価格を記載した入札書の提出者を落札者とし、当該入札書に記載した購入価格及び購入希望数量で、道有林クレジットを購入するものとする。

(3) 最低落札価格を記載した入札書の提出者を落札者とし、入札の公告で定める販売可能数量から最低落札価格を超える購入価格を記載した入札書の購入希望数量の総和を差し引いた量を購入量として、入札書に記載した購入価格で購入するものとする。

(4) 最低落札価格を記載した入札書が複数ある場合には、各入札書の購入希望数量に応じて前号の購入量を按分するものとする。

3 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。

(契約書の作成等)

第7条 前条の規定により落札者を決定した場合は、販売要領第7条に規定する契約書を作成し、落札者を取り交わすとともに、販売要領に規定する様式第4号を提出させるものとする。

(入札結果の公表)

第8条 入札の実施結果は、当該入札に係る全ての落札者との契約締結後、速やかに道のホームページにおいて入札結果表(様式第7号)により公表するものとする。

2 公表の期間は、公表した日の翌日から1年が経過する日までとする。

(その他)

第9条 入札販売に関して、この要領に定めのないものについては、販売要領の規定を準用する。

附則

この要領は、令和7年(2025年)8月6日から施行する。

附則

この要領は、令和7年(2025年)12月15日から施行する。

附則

この要領は、令和8年(2026年)5月7日から施行する。

(様式第1号)

北海道告示第〇〇〇〇〇〇号

次のとおり、入札形式(以下「入札」という。)により道有林クレジットを販売する。

△△〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 △ △ △ △

1 入札に付す事項

道有林クレジットの購入数量及び1t-CO2あたりの購入価格

入札 番号	クレジットの種類 (プロジェクト番号)	販売可能 数量	1者あたりの購入数量		
			最低販売数量	最高販売数量	販売単位
〇〇	△△△△(〇〇)	〇〇t-CO2	〇〇t-CO2	〇〇t-CO2	〇〇t-CO2

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者(未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして北海道警察本部から排除要請されていないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (6) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする者でないこと
- (7) 次の要件のいずれかに該当すること
  - ア J-クレジット制度において認められた用途(温対法の調整後排出量報告及び調整後排出係数の報告並びにカーボン・オフセット等)に利用する者
  - イ 道有林クレジットを購入し、当該クレジットを最終的に利用する者に転売する者
- (8)

※(8)は別に必要な資格を定めた場合に記載

3 契約条項を示す場所

△(所在地)△

△(部局名)△

https://www.

4 入札参加資格審査申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - ア 申請の時期  
△△〇〇年〇〇月〇〇日から△△〇〇年〇〇月〇〇日までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除き、毎日午前9時から午後5時まで
  - イ 申請の方法  
所定の様式により作成した入札参加資格審査申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を、郵便等による送付、持参又は電子メールにより提出すること。  
なお、電子メールで提出する場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認すること。
  - ウ 申請書等の提出先  
3に同じ
- (2) 審査を行い、当該入札参加資格がないと認めるときは、審査結果を申請者に通知する。

## 5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

## 6 入札執行の場所及び日時

### (1) 入札場所

△△△△△△

(送付による場合は、△△△△△△)

### (2) 入札日時

△△〇〇年〇〇月〇〇日 午前(午後)〇〇時〇〇分

(送付による場合は、△△〇〇年〇〇月〇〇日 午前(午後)〇〇時〇〇分必着)

### (3) 開札場所

(1)に同じ。

### (4) 開札日時

(2)に同じ。

## 7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

## 8 郵便等による入札の可否

認める。

## 9 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、次に示す順で落札者並びに落札者ごとの購入数量及び購入価格を決定する。

- (1) 予定価格以上の購入価格を記載した入札書の購入数量を、購入価格が高い順に並べて加算し、その累計量が1で規定する販売可能数量を超える入札書の購入価格を最低落札価格とする。
- (2) 最低落札価格を超える購入価格を記載した入札書の提出者を落札者とし、当該入札書に記載した購入価格及び購入希望数量で、道有林クレジットを購入するものとする。
- (3) 最低落札価格を記載した入札書の提出者を落札者とし、1で規定する販売可能数量から最低落札価格を超える購入価格を記載した入札書の購入希望数量の総和を差し引いた量を購入量として、入札書に記載した購入価格で購入するものとする。
- (4) 最低落札価格を記載した入札書が複数ある場合には、各入札書の購入希望数量に応じて8(3)の購入量を按分するものとする。

## 10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

## 11 契約書作成の要否及び代金支払方法

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。
- (3) 代金は道が指定する方法により、指定の期日までに指定の場所に全額を一括して納入すること。

## 12 その他

### (1) 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織
- ア 名称       △△△
  - イ 所在地     △△△
  - ウ 電話番号   〇〇〇
- (4) 郵便等による入札における再度入札  
郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (5) 入札の執行  
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) 入札の取りやめ又は延期  
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) その他  
この公告のほか、入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(様式第2号)

## 入札心得

(総則)

第1条 入札の執行に当たっては、公告文、入札心得及び契約書案の記載事項を承知してください。

(入札手続書類)

第2条 入札手続に必要な書類(「入札参加資格審査申請書」及び「入札書」)は、△(部局名)△の窓口で配布するとともに北海道のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.>

(入札参加申込)

第3条 入札参加希望者は、公告で指定した場所に、指定した期限までに、所定の様式による入札参加資格審査申請書を郵便等による送付、直接提出又は電子メールにより提出してください。

2 前項の入札参加資格審査申請書には、次の書類を添付してください。

なお、当該書類については、開札日前3ヶ月以内に発行されたものとし、写しの提出も認めます。

(1) 法務局又は地方法務局等が商業登記法(昭和38年法律第125号)により発行した「登記事項証明書」。ただし、外国会社などで日本において登記を行っていない法人については、登記事項証明書に相当する証明書(外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。)

3 入札参加資格審査申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 内容等を確認するため、申請書等に記載されている担当者に対して電話等により確認を行うことがあります。

(2) 電子メールにより申込書等の提出をする場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

(入札保証金等)

第4条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、所定の期日までに、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第5条 入札参加者は、所定の様式による入札書を作成し、封書の上、その封筒に「道有林クレジット販売入札書」及び「入札番号」を表記するとともに、「入札者の氏名(事業者(団体等)の名称)」を記載して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 入札書には、住所、氏名を記載の上押印するものとし、また、金額及び数量の記載は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記載してください。

3 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「道有林クレジット販売入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

- 4 郵便等により送付して入札する場合、二重封筒とし、入札書及び入札書提出用封筒（内封筒）は第1項に準じて作成及び記載し、外封筒に「入札書在中」を表記するとともに、「入札者の氏名（事業者（団体等）の名称）」及び必要事項を記載の上、提出すること。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代理）

第7条 入札参加者は、代理人により入札に参加することができます。この場合、入札書の提出前に、委任状を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第8条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札参加資格審査申請書を提出していない者のした入札
- (5) 所定の入札保証金の納付をしない者のした入札
- (6) 1人の入札者又はその代理人が同一事項について2件以上の入札をしたときの入札
- (7) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (8) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (9) 電報によってした入札
- (10) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (11) 無権代理人がした入札
- (12) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (13) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第10条 開札は、公告又は通知した場所、時間に入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所には出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせて行います。

（再度入札）

第11条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

（落札者の決定）

第12条 有効な入札を行った者のうち、次の各号に示す順で落札者並びに落札者ごとの購入数量及び購入価格を決定します。

- (1) 予定価格以上の購入価格を記載した入札書の購入数量を、購入価格が高い順に並べて加算し、その累計量が公告文で定める販売可能数量を超える入札書の購入価格を最低落札価格とします。
- (2) 最低落札価格を超える購入価格を記載した入札書の提出者を落札者とし、当該入札書に記載した購入価格及び購入希望数量で、道有林クレジットを購入するものとします。

- (3) 最低落札価格を記載した入札書の提出者を落札者とし、公告文で定める販売可能数量から最低落札価格を超える購入価格を記載した入札書の購入希望数量の総和を差し引いた量を購入量として、入札書に記載した購入価格で購入するものとし、
- (4) 最低落札価格を記載した入札書が複数ある場合には、各入札書の購入希望数量に応じて前号の購入量を按分するものとし、

(入札保証金等の返還)

- 第13条 落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては、入札執行後に返還します。
- 2 再度入札の結果、落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還します。

(契約の締結)

- 第14条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。
- (1) 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。
  - (2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

(落札者と契約の締結を行わない場合)

- 第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。
- 2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができます。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(入札保証金等の帰属)

- 第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。
- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

- 第17条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- 2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。
  - 3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
  - 4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

- 第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(契約保証金等の帰属)

- 第19条 契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属します。

(入札の取りやめ等)

第20条 契約担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に申し出てください。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(入札執行の公開)

第22条 入札の執行は入札参加者のみ公開します。

(様式第3号)

## 入札参加資格審査申請書

北海道で行われる、道有林クレジットの入札販売に参加する資格の審査を申請します。

また、審査の結果、入札参加の資格を有すると認められた場合は、契約条項、その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、入札の参加を申し込みます。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

購入希望者 (入札者及び契約書 乙欄に記載される方)	所在地	
	事業者名 (団体等)	
	代表者職・氏名	
担当者 (事務を担当される方)	氏名	
	部署	
	電話番号	
	メールアドレス	
購入目的※ <sup>1</sup>	<input type="checkbox"/> ア. 自ら活用 (具体的な用途： ) <input type="checkbox"/> イ. 転売	
クレジットの移転※ <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 指定する保有口座に移転を希望 口座名義人： 口座番号： <input type="checkbox"/> 無効化口座に移転を希望	

次の事項を確認の上、誓約及び同意をする場合、チェックボックスにチェックをしてください。

- 私は、競争入札参加資格審査申請に当たり、次のいずれにも該当する法人であることを申し出ます。
- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと
  - 2 地方自治法施行令第167条の4第2項（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと
  - 3 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
  - 4 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする者でないこと
- 私は、北海道が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
- 上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。
- また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

※<sup>1</sup>いずれかにチェックをしてください。

なお、自ら活用する予定の場合には、その用途を記載してください。

※<sup>2</sup>契約した場合のクレジットの移転方法について、いずれかにチェックをしてください。

(様式第4号)

(記号) 第 号  
年 月 日

(入札参加資格非該当者) 様

北海道知事 ○ ○ ○ ○

入札参加資格要件不適合通知書

△△〇〇年〇〇月〇〇日付け北海道告示第〇〇〇〇〇〇号により告示した次の道有林クレジットの入札販売の参加資格について、審査の結果、次の理由により資格がないものと決定しましたので通知します。

つきましては、当該入札販売に参加することはできませんので、ご了承願います。

記

- 販売する道有林クレジット  
(1) 入札番号：  
(2) クレジットの種類 (プロジェクト番号)：△△△△ (〇〇)
- 入札参加資格がない理由

(水産林務部森林海洋環境局道有林課)

(様式第5号)

## 入 札 書

入札内容

入札番号

購入価格 (税抜き)

円/t-C02

購入希望数量

t-C02

入札心得、契約条項その他北海道が示した入札の執行条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

年 月 日

住 所  
入札者  
氏 名

㊞

北 海 道 知 事 様

### ○注意事項

- 1 入札金額は算用数字で記載し、その頭首には「¥」又は「金」を付すこと。
- 2 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。  
「 住 所  
入札者  
氏 名  
  
住 所  
代理人  
氏 名 ㊞ 」
- 3 この様式は例示であり、この様式によらない入札書であっても入札要件が具備されていれば有効であること。

(様式第6号その1)  
(入札に立ち会わなかった場合 落札者への通知)

(記号) 第 号  
年 月 日

(落札決定者) 様

北海道知事 ○ ○ ○ ○

### 落札決定通知書

△△〇〇年〇〇月〇〇日付け北海道告示第〇〇〇〇〇〇号により告示した次の道有林クレジットの入札販売について、開札の結果、あなたを落札者としましたので通知します。

#### 記

#### 1 販売する道有林クレジット

(1) 入札番号：

(2) クレジットの種類 (プロジェクト番号)：△△△△ (〇〇)

#### 2 落札価格及び数量

金 円

t-C02

(水産林務部森林海洋環境局道有林課)

(様式第6号その2)  
(入札に立ち会わなかった場合 不落札者への通知)

(記号) 第 号  
年 月 日

(不落入札者) 様

北海道知事 ○ ○ ○ ○

不 落 決 定 通 知 書

△△〇〇年〇〇月〇〇日付け北海道告示第〇〇〇〇〇〇号により告示した次の道有林クレジットの入札販売について、開札の結果、あなたの入札は不落札となりましたので通知します。

記

1 販売する道有林クレジット

(1) 入札番号：

(2) クレジットの種類 (プロジェクト番号)：△△△△ (〇〇)

2 入札結果

別添「入札結果表」のとおり (又は「入札不調」)

(水産林務部森林海洋環境局道有林課)

(様式第7号)

## 入札結果表

- 1 入札番号
- 2 入札公告日   △△〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 開札の日時   △△〇〇年〇〇月〇〇日 午前（午後）〇〇時〇〇分

入札者数		者
総入札量		t-C02
購入者数		者
落札価格 <sup>※1</sup> の平均値 <sup>※2</sup>		円/t-C02
落札価格 <sup>※1</sup> の中央値 <sup>※3</sup>		円/t-C02
総販売量		t-C02
総販売額		円

※1：落札価格は、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。

※2：平均値は、落札価格に当該落札購入数量を乗じた合計を総販売量で除したものの。

※3：中央値は、落札した入札書を価格順に並べた時に、枚数で中央の入札書に記載されている落札価格。入札書が偶数の場合は、中央の2枚の平均値とする。